

平成 29 年度岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：平成 29 年 4 月 13 日（木）

全体会終了後

会場：岡崎市福社会館 3 階 303 会議室

次 第

1 開 会

2 新委員等自己紹介

3 議 事

- (1) こども発達センターについて【こども発達センター】
- (2) 幼保連携型認定こども園について【保育課】
- (3) 母子生活支援施設について【家庭児童課】
- (4) 平成 29 年度の主要・新規事業について
 - ア 民間児童クラブ利用者育成料補助業務【こども育成課】
 - イ 南部乳児保育園整備業務【保育課】

4 閉 会

平成 29 年度第 1 回
岡崎市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会

説明資料

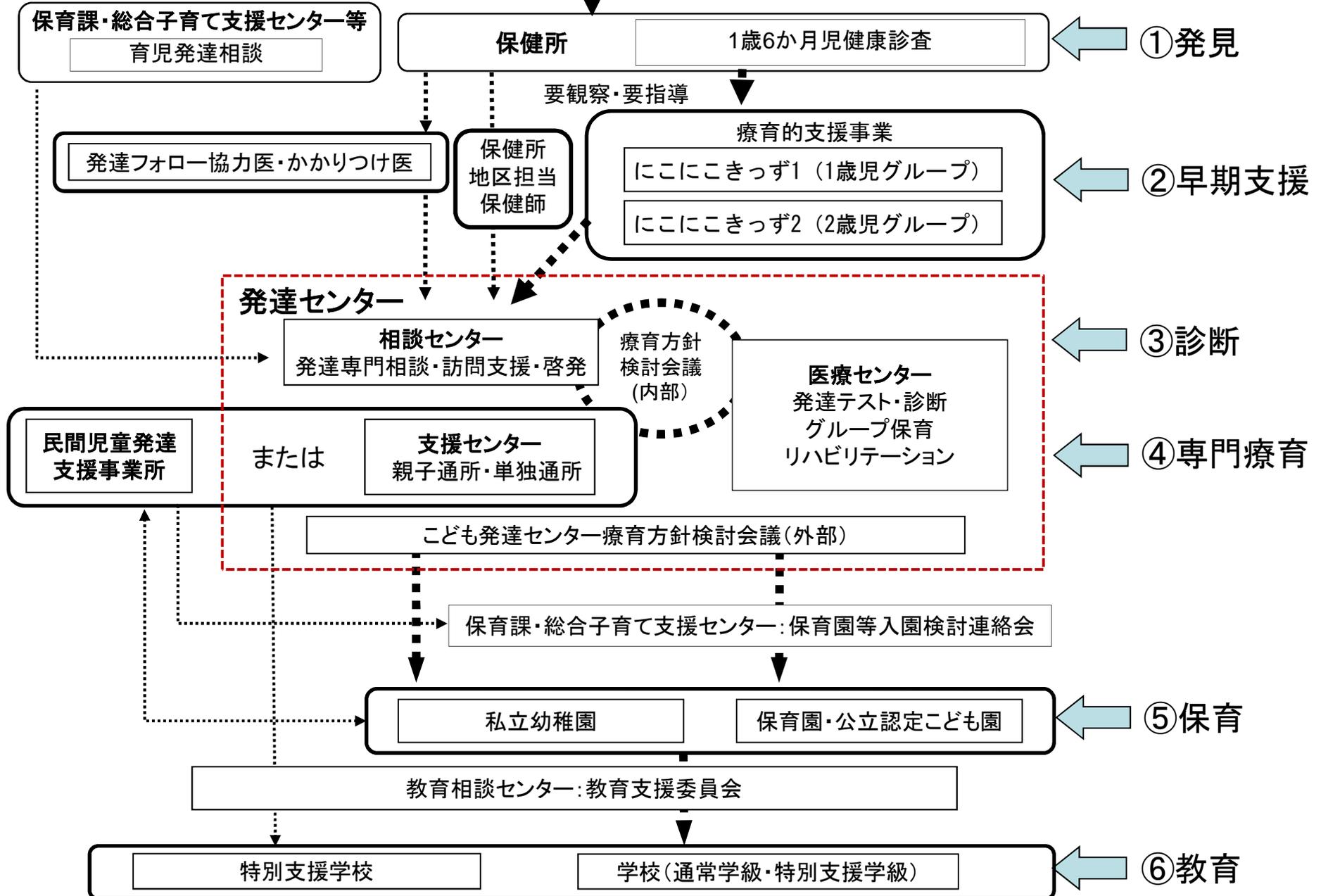
平成 29 年 4 月 13 日(木)

岡崎市早期支援システム

こども発達センター準備室 2017.1.31

発達に心配のある子と保護者

■▶※基本ルート(部分的に経由しないパートもあり)



早期支援システム運用のための言葉の定義について

1. 早期支援の時期の定義

①1歳6か月児健診事後

(時期)

2歳までに一度は、児の発達状況の把握を行い、療育の要否を判断。
療育が必要な場合すみやかに(遅くとも2歳7か月までに)療育開始。

②その他の健診事後

(時期)

健診後すみやかに療育の要否を判断。
療育が必要な場合、すみやかに療育開始。

<目指すこと>

『2歳までに一度は療育の要否判断』
『すみやかに(遅くとも2歳7か月までに)療育開始』

<留意点>

療育の要否判断と療育利用のすすめは、就園の有無にかかわらず行う

2. 岡崎市こども発達センターの療育に関する定義

①療育とは

発達に心配のある子について、個々の特性に合う対応方法を、保護者が専門家と共に常に検討しながら行う子育てのこと。

発達に心配のある子の社会適応能力や生活能力を最大限引き出すことをめざし、個々の特性に合わせた方法で行われる治療と訓練、保育と教育。

②療育の対象者

発達に心配のある子とその保護者

③療育に関わる専門家

医師、歯科医師、保健師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教諭など

④療育の要否判断機関

医療機関、岡崎市こども発達相談センター・医療センター、児童相談所、岡崎市保健所総合子育て支援センター、教育相談センター

<目指すこと>

『療育』の定義を決め、岡崎市こども発達センターが
「療育が必要な子と保護者」の判断基準を形成していく

岡崎市こども発達センター

1. コンセプト

□四季を感じながら生活できる「家」のような施設づくり

・わかりやすい空間構成

複雑な空間を理解できなかつたり、表示された情報を理解することが困難な「こども」もいるため、中庭という象徴的で明るくわかりやすい空間が軸となる建物構成とします。

・自然を感じ、四季を楽しめる空間

中庭は外の空気や日差しを楽しみ、季節を感じられます。また、室内も積極的に木製材料を使用し、利用者が自然と一緒に「生活している」と感じられる空間とします。

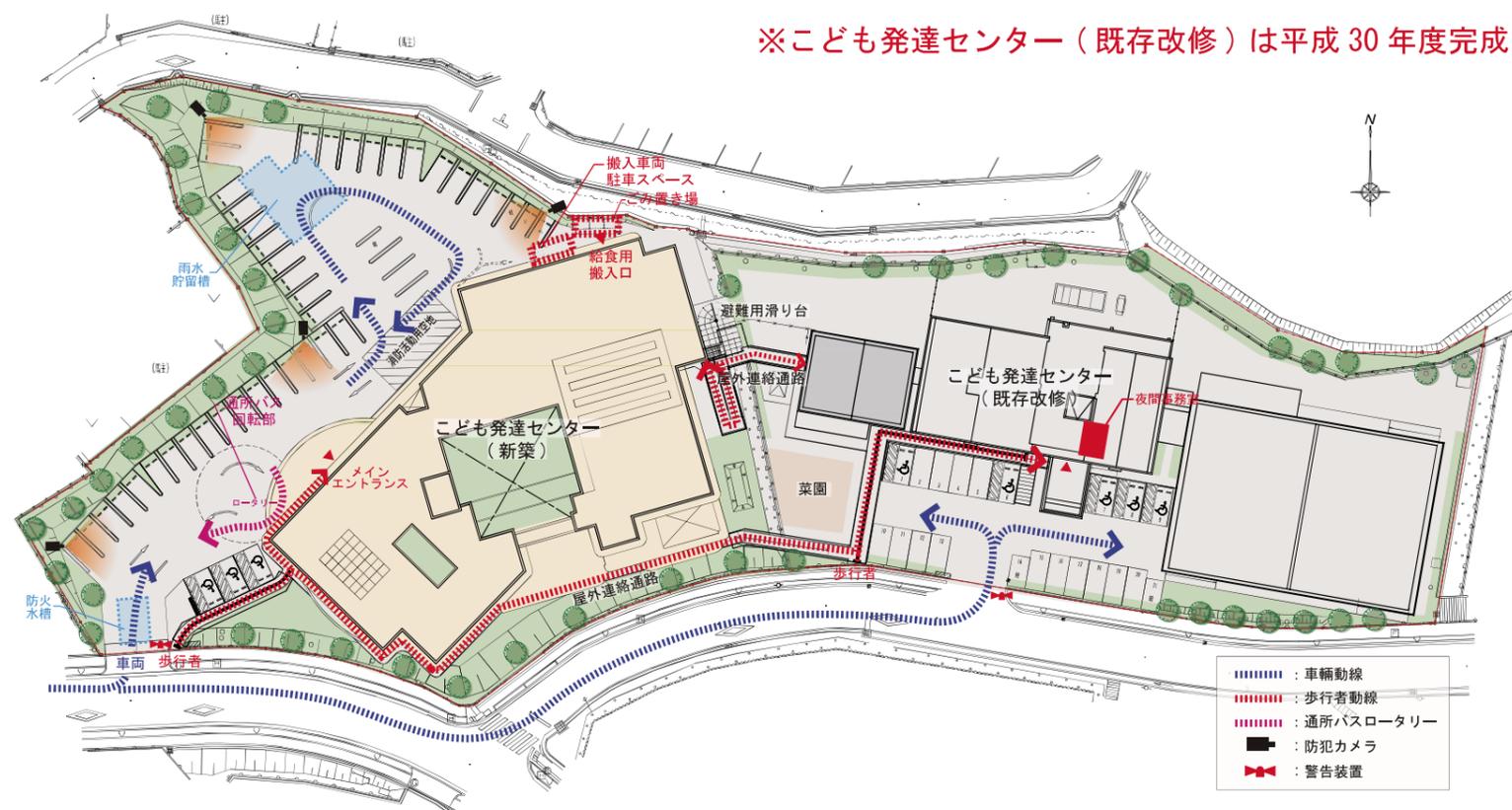
□施設イメージ



2. 建築概要

所在地	愛知県岡崎市欠町清水田 6-4	
敷地面積	8,561.23 m ²	
構造	鉄筋コンクリート造(耐火建築物)	
建築面積	3,304.17 m ² (建ぺい率: 38.59%)	
延床面積	5,506.20 m ² (容積率: 63.47%)	
階数	地上3階、塔屋1階	
各床面積	新築部分	既存部分
	1階: 1,456.27 m ²	旧めばえの家: 249.3 m ²
	2階: 1,257.18 m ²	旧友愛の家: 482.7 m ²
	3階: 1,362.05 m ²	体育館: 666.9 m ²
	R階: 15.36 m ²	
	合計: 4,090.86 m ²	
最高の高さ	12.293m	
昇降機設備	26人乗り: 1台、11人乗り: 2台	
駐車台数	67台(身障者用駐車区画8台含む)	
駐輪台数	16台	

3. 配置図



岡崎市こども発達センター

すくすくも

すくすくそだつこども

マスコットキャラクター

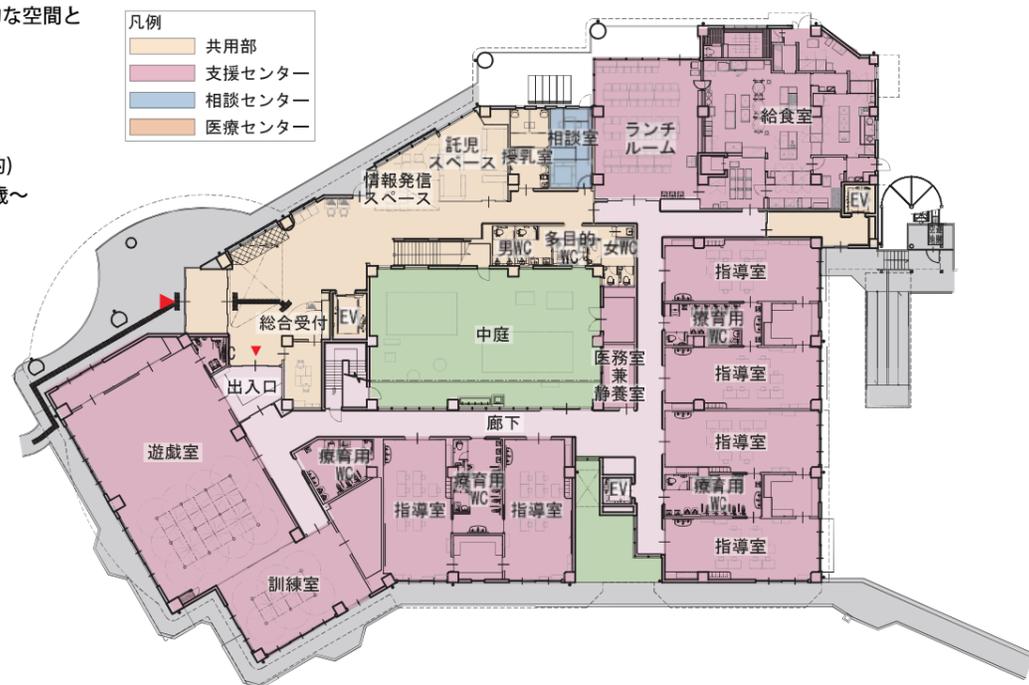


岡崎市こども発達センター

4. 平面図

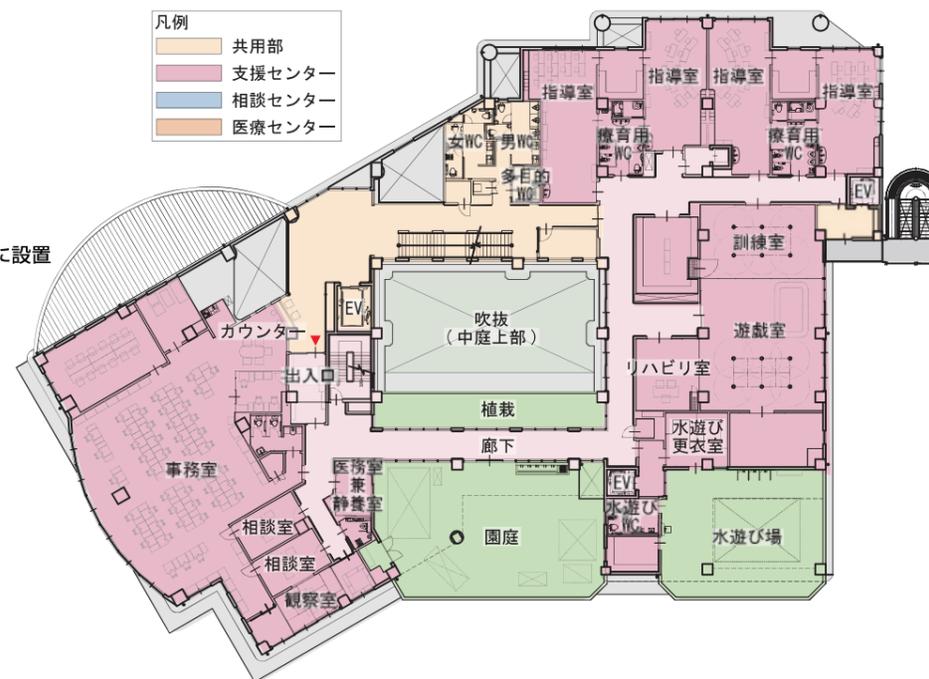
1階 総合受付／支援センター（親子通所）

- 総合受付は、メインエントランスに設置
- 共用部は吹抜け部分を設け、開放的な空間となります。
 - ・情報発信スペース
 - ・託児スペース
 - ・授乳室
 - ・各種トイレ(男子、女子、多目的)
- 支援センター1階は親子通所(主に1歳～2歳+保護者)が利用します。
 - ・指導室(6室)
 - ・遊戯室
 - ・訓練室
 - ・ランチルーム
 - ・給食室
- 中庭は園庭として利用します。
 - ・南側に向かって上部を開放し、日当たりを確保します。
 - ・雨水利用のためのタンク設置



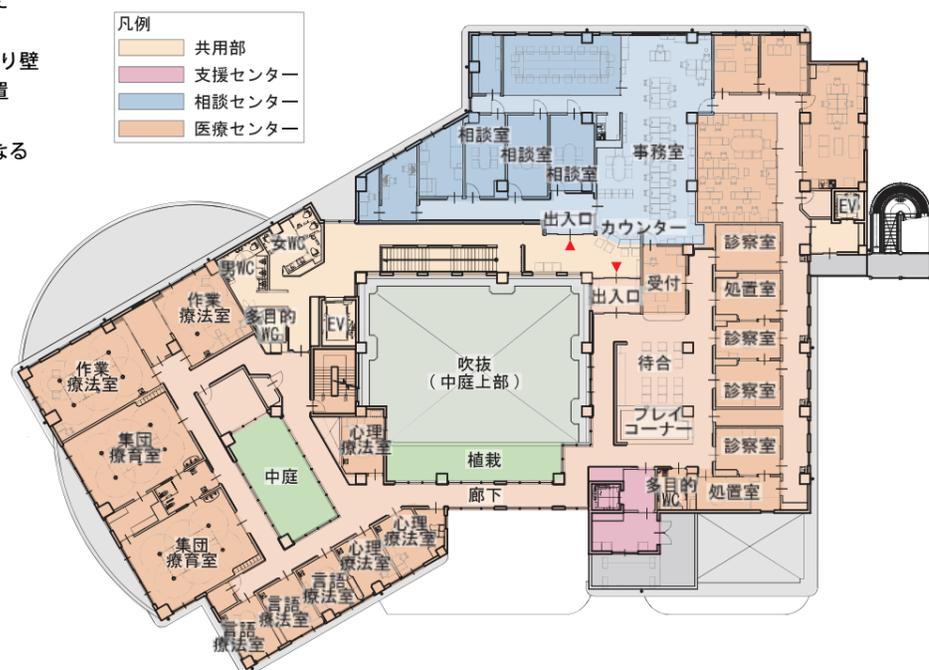
2階 支援センター（単独通所）

- 支援センター2階は単独通所(主に3歳～5歳)が利用します。
 - ・指導室(4室)
 - ・遊戯室
 - ・訓練室
 - ・リハビリ室
 - ・相談室(2室)
 - ・観察室
- 屋外施設として園庭と水遊び場
 - ・園庭は日当たりの良い南側に設置
 - ・水遊び場の上部は可動式のテントを設置します。



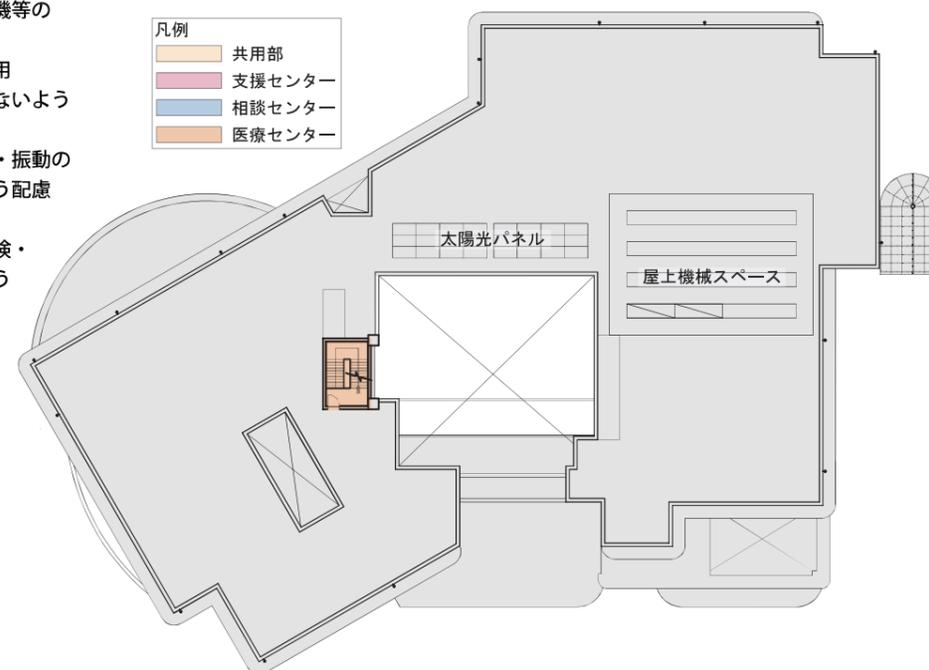
3階 医療センター／相談センター

- 中庭の北側部の階段等から近い位置に相談センターを配置します。
 - ・相談室は遮音性能のある間仕切り壁
 - ・事務室との連携が取りやすい位置
 - ・相談室は4室(1室は1階共用部)
- 医療センターはわかりやすい配置となるよう診察と療法をゾーニングします。
 - ・診察ゾーン
 - 診察室(4室)、処置室(2室)
 - 待合受付スペース(プレイコナ)
 - 多目的トイレ
 - ・療法ゾーン
 - 心理療法室、言語療法室
 - 集団療育室、作業療法室
 - ・中庭や植栽(屋外)を設け、開放的な空間となります。



R階

- 屋上は太陽光発電パネル、室外機等の設備置場となります。
 - ・太陽光パネルは5kwを採用
 - ・室外機置場は周囲から見えないう建物中央に配置します。
 - ・屋上に設置することで騒音・振動の影響を敷地外へ出さないよう配慮します。
- 中庭西側の階段は屋外設備の点検・メンテナンス等に利用できるよう最上階まで移動できるようにします。
 - ・関係者以外が簡単に屋上に出入れないよう施錠等で対策します。



市立幼稚園の幼保連携型認定こども園移行について（報告）

岡崎市立幼稚園 3 園（梅園・広幡・矢作）は、平成 29 年 4 月から教育認定、保育認定のお子さんが一緒に通う幼保連携型認定こども園として新たにスタートしました。

1. 幼保連携型認定こども園移行の意図

本市の保育園入園者数は年々増加してきており、今後も、女性の就労の拡大などに伴い、ますます子どもの保育需要は増加するものと考えられます。

一方、市立幼稚園 3 園では申込者が減少傾向にあり、就学前の子どもの教育・保育を確保する必要があるため、これまでの幼稚園教育の経験を活かされ、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるメリットがある幼保連携型認定こども園への移行に取り組むこととしました。

2. 各こども園の状況

	3 歳児		4 歳児	5 歳児	総園児数	総定員数
	1 号	2 号				
梅園こども園	31 人	2 人	51 人	52 人	136 人	180 人
広幡こども園	38 人	5 人	45 人	49 人	137 人	180 人
矢作こども園	38 人	2 人	39 人	44 人	123 人	160 人

（※人数は平成 29 年 3 月 1 日現在での見込み数で算出）

※平成 29 年度から 3 歳児を対象とした 2 号認定の受け入れを進め、3 年間で段階的に保育認定を増加していきます。なお、3 歳児の 1 号・2 号の募集定員数は以下のとおりです。

梅園・広幡こども園・・・（1 号）40 人 （2 号）20 人
 矢作こども園・・・・・・・・（1 号）30 人 （2 号）10 人

■幼稚園と幼保連携型認定こども園の比較

資料 1

項目	幼稚園	認定こども園
法令	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
条例	岡崎市立学校設置条例	岡崎市立幼保連携型認定こども園条例
利用定員	梅園幼稚園 180 人 〔3～5 歳児〕 各 60 人 広幡幼稚園 180 人 〔3～5 歳児〕 各 60 人 矢作幼稚園 160 人 〔3 歳児〕 40 人 〔4・5 歳児〕 各 60 人	梅園こども園 180 人 〔3～5 歳児〕 1 号認定各 40 人、2 号認定各 20 人 広幡こども園 180 人 〔3～5 歳児〕 1 号認定各 40 人、2 号認定各 20 人 矢作こども園 160 人 〔3 歳児〕 1 号認定 30 人、2 号認定 10 人 〔4・5 歳児〕 1 号認定各 40 人、2 号認定各 20 人 ※2 号認定児童の受入れは、まずは、平成 29 年度に入園する 3 歳児を対象とし、3 年間で段階的に 2 号認定児童の受入れを進める。
対象年齢	3・4・5 歳児	幼稚園と同じ（当該年度中に満 3 歳に達するものを除く）
クラス編成	3 歳児 20 人×3 クラス （矢作 2 クラス） 4 歳児以上 30 人×2 クラス	幼稚園と同じ ※1 号認定・2 号認定の児童を区分せずに、混合クラスで編成する。
職員配置	1 クラス 35 人以下で 1 人	3 歳児 概ね 18 人に対し 1 人 4 歳児以上 概ね 30 人に対し 1 人 ※1 号認定児童の在園時間帯は、担任制の形態の変更なし。
開園時間	午前 8 時 45 分～午後 2 時 30 分	午前 8 時～午後 5 時 30 分 （土曜日：午前 8 時～午後 0 時 30 分） ※9.5 時間開所（現在、53 保育園中、11 園が 9.5 時間、42 園が 12 時間開所）
保育時間	1 号 午前 8 時 45 分～午後 2 時 30 分	幼稚園と同じ
	2 号	保育短時間認定 午前 8 時～午後 4 時 保育標準時間認定 午前 8 時～午後 5 時 30 分 ※土曜日は、午前 8 時～午後 0 時 30 分

休業日	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律に定める休日 ・土・日曜日 ・(学年始め) 4月1日～入園式の前日 ・(夏季) 7月21日～8月31日 ・(冬季) 12月24日～1月6日 ・(学年末) 3月25日～3月31日 	幼稚園と同じ
	2号		<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律に定める休日 ・日曜日 ・12月29日～31日、1月2・3日
保育料	世帯の所得の状況等を勘案して国が定める水準を限度として、市の条例及び規則で定める額 資料2 (1号認定)		変更なし 資料2 (1号認定、2号認定)
延長保育			2号認定児童(保育短時間認定)対象 ※延長保育料は資料2のとおり
一時預かり			1号認定の在園児対象 ※平日は午後2時30分～午後4時まで。 7月21日～8月31日の期間は、午前8時45分から午後4時まで。 ※一月10日間の利用を限度とする。 ※一時預かり保育料は資料1のとおり
子育て支援事業			子育て相談(随時受付)
デイリープログラム	資料3		資料3

●保育料

1号認定

単位：円

階層区分	月額	多子世帯軽減		
		条件	第2子	第3子以降
1 生活保護世帯	0	年齢制限なし 小3まで	半額	無料
2 市町村民税の非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	1,100			
3 市町村民税の所得割額が 77,100円以下の世帯	6,300			
4 市町村民税の所得割額が 211,200円以下の世帯	13,100			
5 市町村民税の所得割額が 211,201円以上の世帯	17,400			

2号認定

月額 単位：円

階層区分	3歳児		4・5歳児		多子世帯軽減		
	保育短時間	保育標準時間①	保育短時間	保育標準時間①	条件	第2子	第3子以降
A 生活保護世帯	0	0	0	0	年齢制限なし	半額	無料
B 市町村民税非課税世帯	1,600	1,600	1,400	1,400			
C 市町村民税の所得割が非課税 である世帯 (均等割のみ課税)	6,100	7,100	5,800	6,800			
D0 市町村民税の所得割が 48,000円未満の世帯	7,500	8,500	6,900	7,900			
D1 " 48,000円以上 64,000円未満の世帯	9,900	10,900	9,100	10,100			
D2 " 64,000円以上 83,000円未満の世帯	15,300	16,300	14,200	15,200	同時入園であること	半額	無料
D3 " 83,000円以上 115,000円未満の世帯	18,600	19,600	17,100	18,100			
D4 " 115,000円以上 141,000円未満の世帯	20,500	21,500	19,000	20,000			
D5 " 141,000円以上 170,000円未満の世帯	21,100	22,100	19,700	20,700			
D6 " 170,000円以上 208,000円未満の世帯	22,300	23,300	20,700	21,700			
D7 " 208,000円以上 330,000円未満の世帯	23,500	24,500	21,000	22,000			
D8 " 330,000円以上世帯	23,900	24,900	21,300	22,300			

※保育短時間：午前8時～午後4時 保育標準時間①：午前8時～午後5時30分

●延長保育料

単位：円

区分	月額
生活保護世帯等及び市町村民税の 非課税世帯	0
平日(月曜日から金曜日)における 午後4時から午後5時30分まで	1,000

●一時預かり保育料

単位：円

区分	日額
夏季休業期間(7月21日から8月31日まで)以外の 平日において一時預かり保育を実施する日	400
夏季休業期間の平日において一時預かり保育を 実施する日	800

● 1日の流れ

【幼稚園】

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
1号	月 金	登 園	朝の身支度、集まり	自ら選んでする活動 クラスでの活動	給食準備	給食	自ら選んでする活動 絵本の読み聞かせ等
							降園（3歳児） 降園（4・5歳児）

【認定こども園】

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1号	月 金	登 園	朝の身支度、集まり	自ら選んでする活動 クラスでの活動	給食準備	給食	自ら選んでする活動 絵本の読み聞かせ等	降園（3歳児） 降園（4・5歳児）		
2号	月 金	登 園					7/10ごろ～8/31の期間 午睡	好きな遊び おやつ	降園	
	土	登 園	朝の身支度	好きな遊び	給食準備	給食	降園			
	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00					

岡崎市母子生活支援施設「いちょうの家」の今後の施設運営について

1 沿革

岡崎市母子生活支援施設「いちょうの家」

所在地：岡崎市久後崎町字キロ 1 番地 2

土地：2,155.63 m²（本体 1,138.27 m²、旧母子・父子福祉センター1,017.36 m²（2 筆））

建物：1,593.44 m²

〔 本体 鉄筋コンクリート造 4 階建、昭和45 年建築（築 46 年）、1,085.78 m²
 旧母子・父子福祉センター 鉄筋コンクリート造 2 階建、昭和 62 年建築、507.66 m² 〕

定員：20 世帯

2 本市における母子生活支援施設の必要性

（1）母子生活支援施設の意義

母子生活支援施設は、「母と子が共に生活しながら支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」である。いちょうの家入居者は、DV 被害者が約 8 割（H29. 3. 1 現在）を占め、さらに母子共に様々な障がいを持っている場合や、外国籍であることなど、厳しい課題を複数抱えた世帯が多い。母子生活支援施設は、このような世帯に対し、生活基盤を再構築するとともに安全安心な生活環境を保障し、自立に向けたさまざまな支援を提供する必要不可欠な社会資源である。

これからの母子生活支援施設は、施設に入所している母子世帯に対してインケアを行うだけでなく、施設機能や専門的なノウハウを活用し、施設を退所して地域で生活する母子世帯のアフターケアは言うまでもなく、もともと在宅で生活しているひとり親家庭に対しても地域の支援拠点としての役割が求められている。

（2）母子生活支援施設を取り巻く状況

近年、ひとり親家庭の貧困率が 50% を超え、児童虐待やDV 被害の相談件数は増加の一途をたどり、母子世帯や子どもを取り巻く社会環境は大きく変化している。このような中で、支援を必要とする世帯は増え続けることが想定され、児童福祉や母子福祉等、家庭福祉施策の拡充は喫緊の課題である。

しかし、その一方で、母子生活支援施設の数や利用世帯数は減少傾向にあり、稼働施設の約半数が暫定定員^(注1)となっているのが現状である。^(注2)それにより、措置費の減額による支援力の施設間格差や施設の地域偏在を招いている。

（注 1）別紙資料参照

（注 2）平成 28 年度全国母子生活支援施設協議会便覧より：全国 237 施設（うち公設公営 43、公設民営 63、民設民営 131 施設）

3 課題等

(1) 施設（建物）面

- ア 昭和 45 年 5 月 1 日に現在地で新築した築 46 年目の建物である。
- イ 本市の公共施設等総合管理計画において、抜本的な見直し対象とされている。
- ウ 大規模改修期を迎えているが、各居室に浴室及び便所を設ける、居室面積が 30 m²以上とする児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（最終改正：平成 27 年 8 月 31 日厚生労働省令第 133 号）第 26 条第 2 号及び第 3 号を満たしていないため、建替えに近い状態となる。
- エ 民設民営で建物の建替えをした場合、補助金は国 1/2 中核市 1/4 となる。
 - ※岡崎市が公共施設として建て替える場合の補助金は、国 1/2 のみ
 - ※民設民営で設備基準を充たした施設を建て替えた場合、岡崎市の負担額を 84,645 千円程度※削減することができる。
 - ※) 延べ床面積 1,026 m²×RC 建築単価 330 千円×1/4=84,645 千円

(2) 運営面

- ア 指定管理者制度により社会福祉法人が管理運営を行っているが、3 期目 11 年にわたり良好な運営実績である。
- イ 運営は、児童福祉法に基づく措置費でまかなわれることから、全国的に社会福祉法人が設置主体となっている施設が半分以上を占めている。
- ウ 現在の指定管理期間（5 年ごと更新）は、指定管理者である社会福祉法人にとって、経営の安定性に欠けるため、より良いサービス提供への努力が限定的になる可能性がある。

4 民営化に向けての検討

(1) 方法

建物については無償譲渡、土地については 10 年間の無償貸付とし、期間満了後は協議による継続を可とする。

(2) 時期

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）の別紙に基づき、建物の処分制限期間 47 年（住宅用鉄筋コンクリート造 4 階建）を満了する平成 29 年 4 月 30 日以降の直近である平成 30 年度を予定したい。

(3) 建物の状況

建設から 46 年目を迎え、建替え時期は来ているものの、平成 27 年度に実施した構造体耐久性調査により、残存耐用年数 20 年以上との結果を得ている。

1 岡崎市母子生活支援施設「いちょうの家」沿革

昭和	22年4月1日	生活保護施設「岡崎市母子寮」として上六名町に開設
	23年7月29日	児童福祉法制定により児童福祉施設として設置
	24年10月10日	岡崎市母子寮保育所認可（定員40名）
	28年8月15日	母子寮の定員変更（30世帯）
	29年4月1日	保育所定員変更（定員50名）
	36年3月31日	保育所廃止
	37年10月31日	授産所廃止
	43年8月1日	母子寮定員変更（定員20世帯）
	45年5月1日	現在地に新築し施設移転
	63年4月1日	施設管理を社会福祉法人岡崎市福祉事業団に委託
平成	10年4月1日	児童福祉法改正による名称変更（岡崎市母子生活支援施設）
	18年4月1日～	施設管理を社会福祉法人若竹荘に委託（指定管理）
	29年4月1日～	母子・父子福祉センターを廃止し、母子生活支援施設へ転用

2 愛知県内の施設状況

- ・愛知県13施設（うち暫定5施設）：平成28年度全国母子生活支援施設協議会便覧から愛知県は全国的に見て施設数が多い。
- ・県内3中核市に1施設ずつ設置（豊田市、豊橋市は民設民営）
 豊田市：平成18年4月開所（定員20世帯）
 豊橋市：昭和22年3月開所、平成18年度建替え（定員20世帯）
 岡崎市：昭和22年4月開所、昭和45年新築移転（定員20世帯）

所在地	設置主体	経営主体	認可定員	暫定定員	土地無償貸付け
名古屋市		社会福祉法人	20		愛知県（民営化）
		社会福祉法人	40	32	
		社会福祉法人	30		愛知県（民営化）
	名古屋市	社会福祉法人	30	28	
		公益財団法人	35	32	
豊橋市		社会福祉法人	20		
一宮市		一宮市	30	24	
半田市		社会福祉法人	20		半田市
春日井市	春日井市	社会福祉法人	9	8	
豊川市		社会福祉法人	10		豊川市
犬山市		犬山市	10		
豊田市		社会福祉法人	20		
岡崎市	岡崎市	社会福祉法人	20		

※暫定定員：1年間の平均入所世帯数が9割を下回った場合、次の年は概ね一割減が暫定定員となり措置費が減少する。

平成 29 年度の主要・新規事業について

- ア 民間児童クラブ利用者育成料補助業務
- イ 南部乳児保育園整備業務

民間児童クラブ利用者育成料補助業務〔予算額12,489千円〕

1 概要

公立の児童育成センターと民間の放課後児童クラブの利用者負担の格差を是正するため、育成料（利用料）の一部を補助しています。

児童育成センターの育成料減免に準じて、生活保護や児童扶養手当等を受けている世帯に対して補助を拡充します。



	児童育成センター	民間の放課後児童クラブ
運営主体（箇所数）	岡崎市（34箇所）	NPO法人（8箇所）
利用料	月額 7,000円	月額 8,000円～12,000円

2 補助金額

区 分	補助金額
1 生活保護を受けている世帯	育成料月額的全額
2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
3 児童扶養手当を受けている世帯	育成料月額の半額
4 その他の世帯	児童育成センター育成料（月額7,000円）との差額 ※上限：1,800円/月

拡充

【担当】

こども部こども育成課
23-6221

南部乳児保育園整備

【保育園を整備することになった背景】

本市全体の園児は、過去5年で556人増加しており、5年前と比べ、約8%の上昇となっています。

岡崎地域にあっては、園児数は過去5年間で全市の伸び率を上回る約20%、142人増加しており、特に、0,1,2歳児は、過去5年の全市の伸び率が約14%を大きく超える、約35%、69人の増加となっています。

JR岡崎駅周辺の南部地域は、ますます保育需要が高まることが想定されますので、新たな保育園の設置について検討してまいります。まずは現在の状況に即応するため、南部市民センター分館敷地内に、暫定的に3歳未満児60人を対象とする乳児専用保育園を、平成30年4月の開園に向けて整備します。

【事業スケジュール】

平成28年度 地質調査、実施設計〔予算額 1,362千円〕

平成29年度 園舎建設工事、外構（敷地改修）工事〔予算額 108,537千円〕

平成30年度 4月1日開園（予定）

【園舎の概要】

暫定的に整備する保育園（想定利用期間：5年～10年程度）

3歳未満児専用

定員 60人（予定）

開園時期 平成30年4月1日（予定）

保育時間 午前7時～午後7時（予定）

休園日 日曜日・祝日・年末年始休日（12/29～1/3）

園舎の規模 軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 約460㎡

